

## 平成 20 年度 事業報告

財団法人主婦会館は、昭和 29 年「家庭婦人の経済生活の向上と合理化の促進」を目的に設立され、昭和 31 年に開館してから、市民の皆様方のさまざまな生活活動の拠点として日本の消費者運動の草分けである主婦連合会と共に新しい時代にふさわしい社会貢献事業を展開して今日に至っております。主婦会館の母体となる主婦連合会も今年度、創立 60 周年という記念すべき節目を迎えることができました。このことは、多くの方々の熱い思いと期待、関係各位からの多大なるご支援ご協力のおかげと深く感謝しております。

平成 20 年度は、相談者に寄り添って問題の解決方法を模索し向き合う「消費者相談室」の本格稼働をはじめ、さまざまな消費者問題をテーマとした「消費者講座」、消費者問題調査研究、ロビー展示をとおして、消費者の学習の機会・啓発・情報受発信を提供し、“消費者のための主婦会館”というスローガンを推進してまいりました。

また、主婦会館クリニック、各種相談事業をこれまで以上に充実させ、利用される方々に積極的な支援を行っております。

戦後最大の経済危機といわれる時代に直面し、社会的・経済的不安はますます深刻化してまいります。私たちを取り巻く環境もめまぐるしい変化とともに複雑化・多様化し、消費者一人ひとりの権利そのものがゆらぎつつある現在、真の消費者重視社会の実現のために力強く踏み出してまいります。

今後も、主婦会館が消費者のための拠点施設として、皆様にとって一層身近な存在となるよう、より充実した消費者のための公益事業を進めていく努力を重ねてまいります。

平成 20 年 6 月

財団法人 主婦会館

理事長代理 常務理事 大河内 美保

## 管理事項

### 1. 理事会及び評議員会の運営

理事会	平成 20 年 6 月 17 日（火）
【議題】	1. 平成 19 年度事業報告の件 2. 平成 19 年度決算報告の件 3. 評議員改選の件

評議員会	平成 20 年 6 月 17 日（火）
【議題】	1. 平成 19 年度事業報告の件 2. 平成 19 年度決算報告の件 3. 理事選任の件

理事会	平成 21 年 3 月 24 日（火）
評議員会	平成 21 年 3 月 24 日（火）
【議題】	1. 平成 21 年度事業計画案の件 2. 平成 21 年度収支予算案の件 3. その他

### 2. 庶務事項

平成 20 年 4 月 11 日 平成 20 年度事業計画書、収支予算書を厚生労働大臣に提出

平成 20 年 6 月 26 日 平成 19 年度事業状況報告書を厚生労働大臣に提出

平成 21 年 3 月 24 日 黒川輝一理事から大河内美保理事へ常務理事交替

### 3. 役員及び評議員

- (1) 理事 12 名 (五十音順)
- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 正 田 彬  | (理事長) 慶應義塾大学 名誉教授          |
| 大河内 美保 | (常務理事・公益事業担当理事) 主婦連合会 副会長  |
| 大 村 昭夫 | 東京建築士会設計競技委員長              |
| 金 平 輝子 | 前 日本司法センター 理事長             |
| 黒 川 輝一 | 財団法人主婦会館 理事                |
| 品 川 尚志 | 日本生活協同組合連合会 専務理事           |
| 曾 我 健  | 財団法人NHK交響楽団 名誉顧問           |
| 堤 清 二  | 財団法人セゾン文化財団 理事長            |
| 中 村 紀伊 | (名誉理事長) 主婦連合会 参与           |
| 藤 澤 憲  | (施設運営担当理事) 株式会社富士喜本店 会長    |
| 山 根 香織 | 主婦連合会 会長                   |
| 渡 邊 明雄 | (経理・総務担当理事) 財団法人松竹大谷図書館 理事 |
- (2) 監事 2 名
- |        |                  |
|--------|------------------|
| 小 澤 涉  | 共栄火災海上保険株式会社 相談役 |
| 和 田 正江 | 主婦連合会 参与         |
- (3) 評議員 17 名
- |         |                   |
|---------|-------------------|
| 碧 海 西 葵 | 消費生活アドバイザー        |
| 伊 藤 祐 子 | 企画制作四谷事務所 顧問      |
| 大 川 育 子 | 弁護士               |
| 岡 田 光一郎 | 日本税理士会連合会 理事      |
| 角 田 禮 子 | 主婦連合会 副会長         |
| 勝 部 三枝子 | 財団法人消費科学センター 理事長  |
| 糸 井 大 三 | 一級建築施工管理技士        |
| 込 山 俊 朗 | 株式会社エスプリ 代表取締役社長  |
| 佐 野 真理子 | 主婦連合会 事務局長        |
| 鈴 木 深 雪 | 生活サポート協同組合・東京 理事長 |

田口康雅	弁護士
竹前ルリ	社団法人家庭問題情報センター 主任相談員
広岡守穂	中央大学教授
藤原房子	ジャーナリスト
堀口貞夫	主婦会館クリニック 所長
三浦史郎	株式会社象地域設計 代表取締役
山口みつ子	財団法人市川房枝記念会 常務理事

#### 4. 機構と職員

総務部		会計	庶務						計
	男	1(0)	1(0)						2(0)
	女	1(0)	0(0)						1(0)
公益 事業部		企画	相 談						
			消費者	結婚	住宅	税務	法律	夫婦・親子	
	男								
女	4(1)	6(6)	3(3)					13(10)	
施設運営		営業	サービス	厨房・洗場	クリニック				
	男	5(1)	5(5)	7(2)	2(2)				19(10)
	女	2(0)	1(1)	3(2)	5(5)				11(8)

( )内は正職員以外

正職員合計 18名 男11名  
女7名

平成21年3月31日現在

正職員は3月末をもって総数18名。本年度は延べ1,920名のヘルパーの応援を得て、業務を推進した。

# 相 談 事 業

## 1. 消費者相談室

消費者は自分の望む商品・サービスを選択し購入するのに事業者から提供される情報や技術に依存せざるをえない。昨今は、商品・サービスが多様化し（インターネットのような新しい取引媒体も増加している）、複雑化するに従ってそれに伴うトラブルも巧妙化・深刻化してきている。さらに、消費者個人での解決が難しくなっている。

消費者のトラブル解決のため、来所（面接相談）に主眼を置き、被害救済型の消費者相談を行うことを目的として、平成 20 年 1 月より開設した当館の消費者相談室は、消費者の権利に基づいた視点から、適切な助言、情報提供、関係機関の紹介を行っている。

平成 20 年度は、相談日を毎週 5 日（月曜・火曜・水曜・金曜・土曜日）午前 10 時～午後 4 時まで増設して本格稼働し、専門の消費生活相談員 6 名体制（交代制）で来所（面接）、電話、文書にて合計 51 件（問合せ等は含めない）の相談を受け付けた。

また、消費者相談室の顧問として消費者問題を専門に扱っている弁護士と提携し、必要があれば直接助言・意見を依頼できる体制に整えた。

また、相談室の広報活動として、新聞・区の広報誌への掲載、区役所をはじめ近隣の大学、都内図書館、女性会館、男女共同参画センター等にチラシを配布し周知を行った。

平成 20 年度の相談案件の分類・集計・処理結果については下記の通りである。

相談日	毎週 月曜・火曜・水曜・金曜・土曜日 午前 10 時～午後 4 時
相談料	無 料
担 当	消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー

消費者相談室 月別相談件数・内容別分類一覧表

1. 月別の相談件数及び相談形態・相談区分別件数

	件数	相談形態			相談区分		
		電話	来所	文書	苦情	問合	要望
4月	1	1	0	0	1	0	0
5月	5	4	0	1	5	0	0
6月	3	2	1	0	3	0	0
7月	2	2	0	0	2	0	0
8月	2	2	0	0	2	0	0
9月	9	7	2	0	9	0	0
10月	8	7	1	0	8	0	0
11月	3	1	2	0	3	0	0
12月	3	3	0	0	2	1	0
1月	6	5	1	0	4	2	0
2月	4	3	1	0	3	1	0
3月	5	2	3	0	0	5	0
計	51	39	11	1	41	10	0

相談形態は初回の相談受付時による

2. 相談者の年代別・性別分類

	男	女	計
～10歳代	0	0	0
～20歳代	2	8	10
～30歳代	3	7	10
～40歳代	2	5	7
～50歳代	3	10	13
～60歳代	2	4	6
70歳代～	2	4	6
団体・不明	4		4
合計			56

再掲あり

3 相談者の住所

住所	件数
東京 23 区	23
東京 23 区外	7
近隣県	12
北海道・東北	3
中部	2
四国	0
九州・沖縄	0
離島・海外	0
不明	4
合計	51

4. 相談者の職業

職業	件数
給与生活者	21
自営・自由	5
家事	8
学生	0
無職	9
行政	0
消費者団体	1
企業・団体	3
相談窓口	0
不明	4
合計	51

5. 内容分類別相談案件

内容別分類	件数
安全・衛生	1
表示・広告	3
販売方法	5
契約	38
接客・対応	16
危害	1
品質・機能	7
その他	10
合計	81

再掲あり

6. 商品・サービスの販売形態

販売形態	件数
店舗販売	30
訪問販売	3
通信販売	1
マルチ関係	0
電話勧誘	1
ネガティブオプション	0
無店舗	6
その他	10
合計	51

## 7. 商品・役務大分類別相談案件

商品・役務別分類	件数
商品一般	1
住居品	2
保健衛生品	2
教養娯楽品	2
土地・建物・設備	11
レンタル・リース	1
役務一般	1
金融・保険サービス	6
運輸・通信サービス	1
教育サービス	7
教育・娯楽サービス	3
保健・福祉サービス	1
内職・副業・相場	1
その他の相談	11
他の役務	2
工事・建築	1
消費生活用製品の修理	2
合計	55

再掲あり

## 8. 相談の処理結果

処理・対応	件数
他機関紹介	18
助言	33
その他情報提供	23
あっせん解決	5
あっせん不調	0
処理不能・その他	2
合計	81

再掲あり

## 2. ティーンズカフェ(女の子のための性の相談室)

10代の女の子のからだの悩み、心の悩み、性に関する悩み、多様な心配事を気軽に相談できる無料相談室。相談内容により、必要に応じて適切な医療機関を紹介した。主婦会館クリニックでの診療やカウンセリングへ連携するケースもあった。公の場（児童相談所・養護施設）青少年委員会など、教育現場の方（教師、養護教諭など）、保護者の方からの相談も受け付けている。

開設以来、相談件数の増加は期待する程ではないが、池袋の男女平等推進センターでの実績（10年間）でも絶えず多方面へのPRの必要性を痛感している。相談内容は性・家庭や社会を反映した深刻な問題が多く、ここでの相談をきっかけに開眼、あるいは適切な施設へのアプローチが可能となるよう医療面でのサポートやアドバイスを通して「交番のお巡りさん」のような役目を続けていきたい。



対 象 小学生～高校生、大学生 教師、保護者などからの相談も可  
相談日 毎週 木曜日 午前 10 時～午後 5 時  
予約制 一回 15 分～30 分  
相談料 無料  
担 当 産婦人科医師 堀口 雅子

### 3. 無料相談

#### 【 1 】無料法律相談

日本女性法律家協会との共催で実施している無料法律相談は 1999 年 3 月 27 日の第 1 回目以降、毎年開催している。本年も 4 月 26 日（土）に実施した。

当日、午前 10 時 30 分からの開始にも拘らず、相談者が午前 9 時頃から既に待っておられた。午前 10 時に 16 卓で法律相談を開始した。

朝日新聞をはじめ、日本経済新聞、読売新聞、に広告が掲載され、また足立区が H P に無料法律相談の記事を掲載した。相談者は都内・近県、遠方からも来館した。

本年も昨年と同様に、

無料法律相談のマニュアルを作成し、事前の準備がしっかりしていたこと

相談担当の弁護士の数十分だったこと

1 人の相談時間を約 30 分と区切らせていただいたこと

によりスムーズに行うことができた。市民の皆様の多様な相談にお応えできたことと  
している。

なお、相談の内容別分類、相談者の居住地、年齢別数そして無料法律相談の開催を知った理由は、以下の表にまとめた通りである。

#### 記

場 所 主婦会館プラザエフ 9 階「スズラン」  
日 時 平成 20 年 4 月 26 日（土）午前 10 時 30 分～午後 5 時  
受 付 午前 10 時から（先着順）

受付件数 88件 実際の相談者 88件  
相談担当 日本女性法律家協会の弁護士 26名  
午前10時30分～午後1時30分まで 18名(うち2人受付)  
で  
午後1時30分～午後5時まで 17名(うち1人受付)  
延べ人数 35名

## 無料法律相談項目別一覧表

### 1. 相談内容別分類（重複あり）

相談内容		相談件数
1	相続・遺言関係	22 件
2	離婚・親族	45
3	不動産関連	2
4	損害賠償	4
5	破産・債務整理	3
6	成年後見	3
7	消費者	1
8	金銭貸借	3
9	刑事	1
10	その他 (未払い残業代・子との関係修復・ 公団住宅の建替えなど)	14
計		98 件

### 3. 相談者の年齢別分類

相談者の年齢	男	女	計
20 代	0	1	1 人
30 代	0	13	13
40 代	3	19	22
50 代	1	15	16
60 代	6	14	20
70 代	2	9	11
80 代		2	2
不明		3	3
計	12	76	88 人

### 2. 相談者の居住地

区 分	人 数
東京都区内	40 人
東京都下	13
埼玉県	7
千葉県	13
神奈川県	11
栃木県	1
沖縄県	1
不明	2
計	88 人

### 4. 何で知ったか

無料法律相談を知ったのは	人数
朝日新聞	43 人
読売新聞	8
日経新聞	6
区・市役所	10
女性会館・センター	2
友人・知人・家族	3
チラシ	4
パンフレット	2
インターネット（HP）	5
東京都の弁護士案内	1
プラザエフ	2
不明	2
計	88 人

【 2 】 無料面接相談・セミナー(高齢者・夫婦・親子相談)

社団法人家庭問題情報センターとの共催により、平成 21 年 2 月 21 日(土)に、セミナー及び無料面接相談「親と子の新しい出発のために～子どもがいる夫婦の離婚をめぐる～」を開催した。このセミナーは、年々上昇傾向にある親の離婚に巻き込まれて揺れ動く子どもたちの視点に立って、離婚後の生活の立て直しや新しい親子関係を築くために、様々な問題点や状況をふまえて考えていくものである。

セミナー(午前 10 時～12 時半)

離婚問題に直面している方や離婚後の養育費や面会交流(面接交渉)で悩んでいる方を対象に、「離婚のすすめ方と親権」、「養育費について」、「面会交流について」の各テーマに沿って専門家を講師に迎え、養育費相談支援センターの協力を得てセミナーを開催した。参加者は男性 6 名、女性 32 名の計 38 名であった。

分科会(13 時半～午後 4 時)

セミナー参加者がそれぞれのテーマごとに 3 会場に分かれて、社団法人家庭問題情報センターの相談担当者を交えた質疑応答・体験交流を行った。

- 第 1 分科会(おもに親権について)・・・11 名
  - 第 2 分科会(おもに養育費について)・・・7 名
  - 第 3 分科会(おもに面接交流について)・・・5 名
- 計 23 名

セミナー参加者について

参加者の住所

東京 23 区・・・11	神奈川県・・・1
東京 23 区外・・・7	茨城県・・・1
埼玉県・・・8	石川県・・・7
千葉県・・・2	不明・・・1
計	38 名

セミナー開催を何で知ったか

新聞(読売・産経)・・・9	家族・・・2
インターネット・・・4	チラシ・・・1
市・福祉関係・・・6	家庭相談員等として・・・10
弁護士・・・1	会員として・・・2
法テラス・・・1	不明・・・2
計	38 名

講師・司会進行その他スタッフ 10 名

### 【 3 】 無料税務相談

毎月1回、日本税理士会連合会との共催で行っている当会館の税務相談は、当法人の性格上、日常生活に直接影響のある税務全般についての相談が多く、特に確定申告や不動産、相続などを主とした所得税及び資産税関係相談が大半であるが、近年は会社や団体からの法人税関連の相談も入ってきている。

いずれも税金の諸制度やしくみについて、正しい知識を身につけ、周知を深めようとする姿勢がうかがえるものであった。

相談日 毎月第1金曜日 午後1時～午後4時  
相談料 無料  
担当 東京税理士会麹町支部 延 27名

平成20年度税務相談 内容別一覧表

相談内容	件数
法人税関連（設立会社の帳簿関係書類について・退職金について）	2
所得税関連（年金・退職所得・医療費控除・青色申告書・扶養控除・譲渡所得）	14
資産税関連（相続精算課税・不動産購入・会社の財産評価）	8
地方税	0
会計（事業所得について）	1
経営	0
法規	0
その他（税務顧問料について・開業する際の税法上の手続きについて）	2
合計	27

再掲あり

### 【 4 】 無料住宅講座・相談会

#### (1) 高齢者対応住宅改善講座・相談会

高齢社会の到来に向けて、安全・安心で住み続けるための住環境と住まいの改善をテーマに“高齢者対応住宅改善講座・相談会”を行った。

日時 平成20年9月20日（土）

内 容 講座 「永く楽しく生きるための住処・住家」  
講師 宮崎 和加子（健和会・看護介護政策研究所 所長）  
加齢で考えなければいけないこと、自宅・病院・施設ではない新たな『在宅』  
で生きること、在宅の個別介護・施設での集団介護から「住み替え」「集まって  
住む」をキーワードに「共同」することの重要性を事例を通して提案した。  
事例報告 「血縁に関係なく集まって住む家・グループリビングなど共用部の豊  
かな集合住宅・子ども家族と住む2世帯住宅・家族構成の変化に合わせたマンシ  
ョン改修等」高齢者の暮らしに合わせた住まいの改造事例と、他人同士が集まっ  
て住む自立した暮らしを目指す共生のグループリビング事例を紹介した。  
担当 松富 寿嗣 佐藤 未来（一級建築士・象地域設計）  
玉木ゆう子（グループリビング星川・代表）  
専門家による個別相談会  
担当 松富 寿嗣 佐藤 未来（一級建築士・象地域設計）  
参加人数 48名

#### （2）マンション維持管理講座・相談会

増え続ける区分所有のマンションの管理組合が持つ複雑且つ膨大な課題に対して、管  
理組合を支援する取り組みを続けている「マンション維持管理支援専門家ネットワー  
ク」の協力を得て、“マンション維持管理座・相談会”を行った。

日 時 平成20年11月15日（土）

内 容 講座 第一部「新管理者管理＝信託活用方式 総批判」  
講師 祢宜 秀之（マンション管理士）  
高齢化・賃貸化に加えて、単身者・無関心層の増加など管理組合を巡る環境は厳  
しさを増しているとして、新たな管理方式の構築や信託方式活用が検討されてい  
る中で、区分所有法との関係では管理組合の主体性を阻害する面など更に慎重な  
検討が必要との指摘を含めた解説をした。  
講座 第二部「人命を預かるエレベーターの安全とは？」  
講師 笹原 俊一（昇降機検査資格者）  
二年前のエレベーター事故でクローズアップされたメンテナンスの何が問題で、  
リニューアルはどう考えたらよいかなど、現場に精通している立場での貴重な内  
容を紹介した。  
専門家による公開相談会  
担当 榎本 武光（弁護士） 祢宜 秀之（マンション管理士）  
三浦 史郎（一級建築士） 佐伯 和彦（一級建築士）  
笹原 俊一（昇降機検査資格者）

参加人数 37名

#### 4.相談員養成講座

## 【 1 】 「健康 / 権利」エデュケーター養成講座

いま、小、中、高等学校で、いのちの大切さ、人権という視点からみた性の問題などを学校教育の中で扱わなくなっている。学校現場ではその必要性を認識していても、文部省の指導により教師が性教育に類する授業をすることが困難であるため、学校では医師や看護師などを招いて、そのような講義が単発で行われている。

この講座は、将来、講師を務めることになる看護学校の学生に向けて、看護学校での教育では扱わない「命の大切さ」、「人権としての性」という概念について、補習的な教育を行うことを目的とする。

開催日	平成 20 年度中に計 2 2 回実施
講師	島沢 二三子（健康教育インストラクター）
参加人数	各回 5 名～18 名
対象	看護学校の学生
内容	10 代が安全な保健行動をとるための知識の提供 (食育・環境・エイズ・性感染症・望まない妊娠・デートレイプなど) 自由討議のための「課題」の提供 教材ビデオ上映 自己表現

## 【 2 】 ファシリテーター養成講座

暴力被害の支援に関しては、予防・介入・その後のケアの 3 段階にわけられる。現在、日本では介入に関する取組みは増えつつあるが、予防やその後のケアに関してはまだまだ十分とはいえない状況である。

この講座では、そのような現状の医療や福祉サービスの不十分な点を補うため、暴力被害によって心に傷を負い、通常の社会生活に何らかの支障のある方たちを支援する「こころのケア講座」を自ら開講できるファシリテーターの養成を目的とする。

開催日	全 6 回 第一期 平成 20 年 5 月 17 日、18 日 第二期 平成 20 年 7 月 5 日、6 日 第三期 平成 20 年 9 月 20 日、21 日
講師	中島 幸子（非営利活動法人 レジリエンス代表） 西山 さつき（非営利活動法人 レジリエンス カウンセラー）
参加人数	第一期 61 名 第二期 62 名 第三期 61 名
対象	ファシリテーターとなることの希望者

(参加者職業：民間支援団体職員、スクールカウンセラー、  
看護師、調停委員、行政職員、その他)

内 容	第一期	DV, ト라우マを理解する
		「世間の枠」と私らしさ
		身体的暴力・性的暴力
	第二期	精神的暴力・モラルハラスメント
		トラウマに対応するツール
		喪失とグリーフ(深い悲しみ)
	第三期	人との関係 1. 境界線
		人との関係 2. コミュニケーション
		パートナーシップ
		加害者とは
		育った環境・子どもへの暴力の影響
		自尊心

## 5. 結婚相談

女性の社会進出やキャリア志向が定着し、“非婚の時代”と言われる現代、年々平均初婚年齢が上がっている一方で、昨今は“婚活”という言葉通り、結婚を望む独身の男女が真剣に出会いを求めていることがブームとなっているのもまた事実である。そうした背景をもとに、様々な結婚相談サービスやインターネットでの出会いサイトなどが盛況を呈しているようであるが、当会館の結婚相談室では、会員一人ひとりと丁寧なかかわりをもちながら、お見合い形式という従来のスタイルを崩さず、真摯に対応してきた。相手を慎重に選ぶがゆえに、価値観や性格、趣味など様々な要因がネックとなって成婚に至るのが難しいのが現状である。

当会館がプラザエフとしてオープンして以来、10年以上にわたって開設してきた結婚相談室であるが、諸般の事情により平成21年3月末をもって終了することとなった。

相談日	木曜日	午前10時～午後7時
	日曜日	午前10時～午後5時
相談料	1年6ヶ月間	15,000円
担当	清水珠美、中川洋子、星 直代	

相談者件数



区 分	相談者取扱件数	相談者	
		男	女
4月	101	51	50
5月	148	75	73
6月	135	61	74
7月	137	59	78
8月	117	53	64
9月	125	66	59
10月	149	72	77
11月	113	64	49
12月	83	43	40
1月	83	43	40
2月	116	59	57
3月	87	42	45
計	1394 件	693 件	701 件
追 記	相談者取扱件数の中に右を含む ・電話による問い合わせ ・入会者以外の来館者（現状問い合わせ等）		

新規申込者について

年齢別調査

区分	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～	計
男	0	0	5	2	1	1	4	8
女	0	2	3	5	3	3	1	16
								24名

学歴別調査

区分	中卒	高卒	短大卒	大学卒	大学院卒	各種学校	大中退	計
男	1	2	0	8	1	2	0	8
女	1	1	3	5	2	4	1	16
								24名

地域別調査

地域	都下	神奈川県	埼玉県	千葉県	茨城県	静岡県	計
人数	19	3	0	2	0	0	24名

## 6. 法律相談(常設有料相談)

1950年に設立された女性の弁護士、裁判官、検察官、法学研究者による全国組織・日本女性法律家協会との共催により1998年12月2日(水)から常設の有料法律相談を開設し、毎週、水・土、午前10時～午後7時まで法律相談を行っている。

近年は相談件数が減少傾向であるが、潜在的にはまだまだ法律相談の需要は多いと思われる。日本女性法律家協会では、さらに検討と工夫を重ねて、これまで以上に老若男女を問わず市民の皆さんが気軽に法律相談を受け、権利の実現がなされるよう、努めていきたい。

### 記

相談日	毎週水曜日と土曜日(週2回)
相談時間	午前10時～午後7時まで(昼休みなし)
相談料	1回45分 7,875円(消費税込み)
担当者	日本女性法律家協会の会員である女性弁護士55名が担当し、1日3名ずつ3時間で交代。
予約による受付	
広 報	1. ホームページに掲載 <a href="http://www.j-wba.com">http://www.j-wba.com</a> 2. パンフレット配布 (都内区役所、都下市役所、近県広報室、都内近郊女性会館等)

平成 20 年度 法律相談項目別件数

表 1. 月別法律相談の件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	6	21	16	22	14	14	17	22	11	17	16	11	186

表 2. 相談内容別

(複数回答含む)

	2008 年										2009 年			計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1. 夫婦・親子	13	18	8	11	11	8	11	12	7	15	12	8	134	
2. 男女関係	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	2	6	
3. 遺言・相続	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	1	6	
4. 成年後見・介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
5. 消費者関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6. 債務整理・破産	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
7. 不動産	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	4	
8. 労働問題	0	0	2	0	0	0	0	3	2	0	1	0	8	
9. 商事・会社関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11. 刑事・少年事故	0	0	0	2	1	2	0	0	0	1	0	0	6	
12. その他	0	1	1	3	0	4	1	4	1	0	0	0	15	
合 計	15	20	13	20	12	14	14	22	11	17	15	11	184	

何で知ったか

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
女性会館・区役所	9	4	5	5		1	6	3	3	4	6	2	48
電話帳					1		1	1		1	1	1	6
インターネット	1	2	1	4	2	3	2	2	3				20
友人・知人	1	2				1		3	1		1		9
新聞・雑誌等	1	2		1	2	2		1	1	3			13
ウィメンズプラザ	3	2	4	2	4	4	3	3		4	6	3	38
プラザFチラシ他	1	1		1	2	1	2	3	3	2		2	18
2回目		1										1	2
弁護士・裁判所		1	1	1	1					1		1	6
白紙		4	2	6		2		5		2	1	1	22
合 計	16				12	14	14	21	11	17	15	11	182

## 7. 夫婦 親子相談(定例有料面接相談)

開設されて以来 10 年目を迎えた当館の「夫婦・親子相談」は、会館所在地の利便性と、相談室の落ち着いた雰囲気が定評を得ている。ベテランの専門カウンセラーが夫婦・親子間をはじめとするさまざまな人間関係や心の問題、自己の葛藤など幅広い相談への柔軟な対応と、懇切なアドバイス、また問題を抱えた相談者一人ひとりにじっくり耳を傾けて解決に導いてゆく姿勢が、相談者にとってメンタル面での支えになっている。

平成 20 年度における定例有料面接相談の実施結果は下記のとおりである。

相談日	毎週金曜日 午前 10 時～午後 4 時
	予約制 1 回 60 分～90 分
相談料	60 分 5,000 円 90 分 7,000 円
担当	(社)家庭問題情報センター認定の家庭問題専門カウンセラー (元家庭裁判所調査官など)

相談件数 ( )内キャンセル数

4 月.....	5 件	10 月.....	6 件
5 月.....	6 件	11 月.....	6 件(1 件)
6 月.....	4 件	12 月.....	10 件
7 月.....	4 件	1 月.....	10 件(3 件)
8 月.....	3 件(1 件)	2 月.....	8 件
9 月.....	5 件	3 月.....	7 件
計.....		74 件(5 件)	

相談内容

相談内容と対応	件数
夫婦間の問題への対応・調整	19
離婚後の子どもをめぐる問題への対応	5
未成年の子どもの問題への対応	5
成人した子・家庭・親族への対応・調整	9
婚姻外の男女の問題への対応・調整	0
自分の問題への対応	36
その他の問題	0
計	74

## 8.住まいの相談室

「住宅」の形が戸建からマンションの割合が多くなっており、相談内容も欠陥・瑕疵にとどまらず、権利関係や快適性など「住まい」全般に及ぶようになって来たことから、平成 20 年度は相談室の名称も器としての「住宅」相談室から、生活・暮らし場「住まい」相談室へと変更し、マンション・賃貸住宅・高齢者施設なども対象とすることとしたが、相談数は増えていない。周知方法に一考の必要がある。

相談日	原則第 2・第 4 水曜日	午後	予約制
相談料	1 時間	3,000 円	
担当	一級建築士	三浦	史郎

# 啓 発 事 業

## 1. 消費者講座

規制緩和の流れの中で、悪質商法・危険な食品・不当表示など、多くの問題が指摘されている。消費生活をめぐる法制度について、多くの問題が指摘されている。命と健康、契約、消費者被害の救済など具体的なテーマを取上げ、現行法と消費者行政の関係に重点をおきながら検討していった。

5つのテーマ別にカリキュラムを設定し、全24回(前期12回・後期12回)の連続セミナーを実施した。

日 時 前期 平成20年4月17日(木)～7月10日(木) 全12回  
後期 平成20年9月25日(木)～12月11日(木) 全12回  
午後6時30分～午後8時30分

講 師 正田 彬(財団法人 主婦会館理事長・慶応大学名誉教授)  
鈴木 深雪(元日本女子大学家政学部教授)

参加人数 約30名

### カリキュラム

#### 前期 第1期 消費者問題と法 総論

- 4月17日 第1回 「消費者の権利の再検討」
- 4月24日 第2回 「消費者の生命・健康と法」
- 5月8日 第3回 「消費者による商品の識別と法」
- 5月15日 第4回 「広告・宣伝と消費者」
- 5月22日 第5回 「消費者と取引条件の決定」
- 5月29日 第6回 「情報化社会に対応する消費者の権利」

#### 第2期 消費者の権利と秩序競争

- 6月5日 第7回 「独占禁止法の展開と基本原則」
- 6月12日 第8回 「市場支配力の規則(形成と濫用)」
- 6月19日 第9回 「企業集中・企業結合の規則」
- 6月26日 第10回 「消費者と関係する不公正な取引方法の規制」
- 7月3日 第11回 「不当表示と不当な景品類の規制」
- 7月10日 第12回 「公正取引委員会の機能と役割」

#### 後期 第3期 消費者と関係する法制度

- 9月25日 第13回 「消費者取引と法- 消費者契約法の問題点」
- 10月2日 第14回 「消費者取引と法- 特定商取引法の問題点」
- 10月9日 第15回 「消費者取引と法- 割賦販売法の問題点」

- 10月16日 第16回 「消費者取引と安全- 食品衛生法の問題点」
- 10月23日 第17回 「消費者取引と安全- 消費生活用製品安全法の問題点」
- 10月30日 第18回 「消費者取引と安全- 電気用品安全法の問題点」

第4期 消費者の権利確保・被害救済と法制度

- 11月6日 第19回 「差止請求と損害賠償（一般論）」
- 11月13日 第20回 「製造物責任法の問題点」
- 11月20日 第21回 「団体訴権と集団的損害賠償請求」

第5期 消費者の権利と行政

- 11月27日 第22回 「国の行政と消費者の権利（担当機関の問題を含む）」
- 12月4日 第23回 「地方自治体の行政と消費者の権利」
- 12月11日 第24回 「最終回：総括的な問題提起と問題の整理」

## 2. 2008年度 環境連続セミナー

さまざまな角度から地球環境問題の対策を学び、私たち一人ひとりが暮らしのなかでできることを考え具体的な運動につなげて行くことを目的に、環境問題をテーマに2回のセミナーを開催した。

第1回 「光触媒が環境に与える負担」

- 日 時 平成20年5月28日
- 場 所 かながわサイエンスパーク内 光触媒ミュージアム
- 講 師 藤島 昭（東京大学名誉教授）
- 参加人数 18人
- 内 容 光触媒ミュージアムにおける現地見学および勉強会。光触媒の原理、効果、応用範囲などについて

第2回 「生活用品中の有害化学物質 ～次世代のために知っておくべきこと～」

- 日 時 平成20年9月20日
- 講 師 第一部 エリザベス・ソルター・グリーン（CHEM Trust 事務局長）  
第二部 中下 裕子（ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議事務局長）
- 場 所 財団法人主婦会館 会議室
- 参加人数 150人
- 内 容 第一部、元WWFの化学物質に関する責任者、グリーン氏の講演。  
日常生活の中で、家庭用品や各種パッケージ、食品、建物内の空気などに含まれる化学物質の実態をわかりやすく解説すると同時に、危険な化

学物質を回避する方法を説明した。

第二部は、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議事務局長 中下氏による、日本における化学物質汚染の実態、および法整備、規制の遅れについての講演

第三部は、パネルディスカッションを行った。

第3回 「人口オゾンについて（三園浄水場見学）」

日 時 平成20年12月3日

講 師 津野 洋（京都大学教授、日本オゾン協会会長）

場 所 三園浄水場（東京、西高島平）

参加人数 20人

内 容 津野 洋氏による、オゾンによる高度浄水処理についての講演および浄水施設見学を行った。

### 3. 消費者セミナー

多角的に消費者問題を取り上げ、理解を深めるとともに今後の消費者運動につなげていくことを目的とするセミナーを開催した。

第1回 日 時 平成20年10月15日

講 師 垣田 達哉（食品表示アドバイザー）

参加人数 15人

内 容 「偽装問題と食料事情」

第2回 日 時 平成20年11月19日

講 師 長田 敏（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）

参加人数 17人

内 容 「製品事故の現状」

第3回 日 時 平成20年12月17日

講 師 星川 安之（財団法人 共用品推進機構専務理事）

参加人数 16人

内 容 「規格と私たちの生活」

第4回 日 時 平成21年1月21日

講 師 宇都宮 健児（弁護士）

参加人数 19人

内 容 「貧困と格差問題」



第5回 日時 平成21年2月18日  
講師 熊澤 通夫（経済評論家）  
参加人数 17人  
内容 「現在の消費税問題」

# 調査研究事業

## 1. 地上デジタル化に関する、消費者問題調査研究

電波法の改正により、2011年7月24日、地上波のアナログテレビ放送が終了し、全面的にデジタルへ移行することが定められている。アナログ停波を前に、地上デジタルに対応するために国民にかかる負担が、大きな消費者問題になりつつある。

テレビの買い替えを国民全体に強いる政策であり、アンテナ対策やケーブルテレビに関する情報不足も深刻である。

事業者には有利な情報にまどわされることなく経済的な対応を選択することができる、消費者の側にたった情報提供につなげるため、調査研究を行った。

調査結果については、社会全体の啓発へとつなげていくため、報道機関等を通して広く一般に発信した。

調査期間	平成20年7月～8月
対 象	主婦連合会会員および一般消費者 (山形県、新潟県、山梨県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、 神奈川県、大阪府、奈良県、兵庫県、徳島県、佐賀県、熊本県、 福岡県、沖縄県、)
調査方法	郵便留置方式
配布数	1000枚
回収数	904枚
回収率	90.4%

調査結果は、平成20年11月、総務省記者クラブおよび主婦連合会にて記者会見を行い、発表した。

記者会見以外の発表先：日本民間放送連盟、地上デジタル推進全国会議、衆議院総務調査室、  
日本能率協会総合研究所、マスコミ各社、国会議員事務所、消費者  
団体など

(調査研究内容については、冊子となっている報告書参照)

## その他事業

### 1. 消費者問題に関する展示

1Fロビーにおいて、一般来館者への情報提供、注意喚起、啓発等を目的として、消費者問題に関連する展示を行った。

- (1) テーマ 「幼児用おもちゃの安全性と表示」  
開催期間 平成20年4月～6月  
内 容 STマークに偽造や有害物質検出による人気玩具のリコールなどが報道され、玩具の安全性に人々の関心が高まってきている。主婦連合会の行ったアンケート調査結果および研究の成果を展示した。
- (2) テーマ 「良い玩具のえらびかた ～ドイツの非営利団体の活動に学ぶ～」  
開催期間 平成20年7月～9月  
内 容 ドイツの非営利組織「子供の遊びと玩具審議会」の活動を紹介し、よい玩具とは何かという問題をとりあげた。この組織は子供の成長に対して玩具の概念を広く認識させ、その玩具の重要な観点や、玩具を選ぶためのアドバイスやインフォメーションをおこなっている。また、毎年良い玩具として推奨するものに、オレンジ色の「シュピールゲート」（ドイツ語で「よく遊べ」の意）マークを貼る活動をしており、今回は、推奨された玩具の実物をケース内に展示した。
- (3) テーマ 「主婦連合会の60年の歩み」  
開催期間 平成20年10月～11月  
内 容 結成30周年を迎えた主婦連合会の運動の歴史を、写真パネルおよび、資料により振り返る展示を行った。
- (4) テーマ 「良い玩具のえらびかた Part ～クリスマスによいおもちゃを～」  
開催期間 平成20年12月  
内 容 シュピールゲートの協力による、良いおもちゃ選びについての情報提供の第二弾。クリスマスシーズンには、多くの親や祖父母が子供に玩具を買い与えるので、選び方、買い方についての提言を展示した。クリスマスにちなんだ、世界の玩具を展示した。

- (5) テーマ 「傷つきと心のケア」(NPO法人レジリエンスの協力による)
- 開催期間 平成21年1月～3月
- 内 容 ドメスティックバイオレンスなど、身体的および精神的暴力による心の傷から回復するためのセルフケアの大切さについて。  
暴力は身体的であれ、精神的であれ、最終的には心の深いところに傷(トラウマ)を残す。  
心の傷は目に見えるものではないため、ケアにつなげることに至らないことも少なくないが、適切なケアを行わないことで、日常生活や仕事の面で支障が出る場合もあり、周囲に理解されないことから孤立を深める。心のケアの大切さを伝えるとともに、21年度より主婦会館の公益事業として新たに始まる「こころのケア講座」の紹介を兼ねた展示を行った。

# 施設の運営

## 1. 主婦会館クリニック(からだと心の診療室)

### A. 概要

1968年から開設されたクリニックは、清水昭造医師による子宮がん検診を中心とした女性の健康管理の推進と、奈良林祥医師による性生活のトラブルに悩む人たちに対する相談やセックス・カウンセリングという一般医療機関では取り扱うことの難しい問題に対応してきた。

1999年からは、保険診療の中では実行するのが難しい「最低一人15分を確保する完全予約制」により、十分に納得できる診療を目指している。一方、精神・神経が強い影響を受けている心身症や適応障害・不安障害に対しては2003年から心理療法部門も充実し、カウンセリング・行動療法などによる心理療法をあわせて実施している。

### B. 平成20年度の概要

平成20(2008)年度の新来患者数(新患数)は363例と大幅に増加、過去二年間連続して減少傾向にあったが、現在の診療形式をとった1999年以降の最多を記録した。再来患者数(再来数)も2048例と最多を記録した。2008年度と比較すると、それぞれ+20.6%、+6.0%である。これは診療日数が222日と例年並みであったことと、2008年4月からお茶の水で診療を開始した“はりまメンタルクリニック”の患者さんの婦人科的診療をお引き受けすることにしたこと、まだ認知度は高くはないが2007年10月から開設された「がん治療を受ける女性のサポート相談室」が動き始めたことによる。

患者数が増加すると一人当たりの診療時間が短くなってしまおうという矛盾を生じるが、2008年は26.79分で、2005～2006年の33.7～33.8分よりは短い。が、昨年の26.96分とほぼ確保できたことは、電話受付の場での完全予約制を活かしたきめ細かい予約の配分が功を奏したと思われる。

### C. 診療の内容

#### 1) 保険診療

新患363例中何等かの疾患の診療のために来院された方は274例で、他の89例は自費診療の

新患であり、次項で述べる。

婦人科の特徴である第一は、腫瘍・類腫瘍の 61 例である。その内訳は子宮筋腫・腺筋症・頸管ポリープなど良性の子宮腫瘍は 30 例、嚢胞性卵巣腫瘍 14 例、子宮内膜症 7 例、子宮がんの疑い・子宮腔部異形成 8 例、卵巣がん疑い 2 例である。

第二は、内分泌疾患が 59 例でその内訳は、卵巣機能不全 30 例、月経に伴う不快症状 14 例、様々な原因による無月経 9 例、異常出血 5 例、その他 1 例でこれらの中に高プロラクチン血症を伴うものが 2 例あった。

以下、閉経周辺期障害(萎縮性膣炎を含む)28 例、性感染症を含む感染症 23 例、不妊症 9 例、精神・神経疾患 9 例、その他婦人科関係疾患 13 例、以上の合計 203 例であるが、本年度の特徴的なことは例年 10 例前後であった性同一性障害が 93 例と顕著に増加したことである。これは“ はりまメンタルクリニック ” で診療を受けている 89 例の Female to Male の性同一性障害の方々であり、主としてホルモン療法開始前の婦人科的異常の診察が目的である。自分の性別についての自己認識の過程、性的発達を受け止め方、両親や家族との関係、友人との関係、学校・職場での受け入れと自らの対処法、社会生活への思い、自分らしく生きるためにどのようにしたいかを記録する。性的発達に重要な役割を果たす男性・女性ホルモン作用について、ホルモン剤を使用した場合に起る体の変化、ホルモン作用の個人差、長期間使用した場合の副作用等について説明する。長い期間のストレスのために卵巣機能の失調を示すことも多く、身体疾患との関係を明らかにするために婦人科診察を行なう。これだけの診療にはおよそ 60 分を必要とするので、完全予約制の本診療室だから出来る事であろう。

## 2) 自費診療

妊婦健康診査 12 例、子宮・卵巣がんの検診の新患は 3 例だが継続的に年一回の定期検診を受けている方が 50 例である。性交障害・親子関係・夫婦関係・職場関係の問題での相談・カウンセリングを希望して来られた方が 66 例、その他(月経調節、避妊など) 8 例である。

自費診療でその後も継続的に来院された再診(自費)の件数は、妊婦健診 54 件、相談・カウンセリング 276 件、その他 46 件であった。この 46 件の中には避妊のために以前より通院されている方 39 件が含まれている。

## 3) 相談・カウンセリング

カウンセラーによる相談・カウンセリングと、2007 年 10 月から開始した内科医による「がん

治療を受ける女性のサポート相談室」への来所者の件数は延べ 268 件で昨年の 255 件より + 5.1%の増加である。佐々木カウンセラーが、性交障害や性同一性障害などセクシュアリティにかかわる心理的問題に対するケースを中心に本格的に心理療法にかかわれるようになったことなど、主婦会館クリニックの本来の目的を、押し進めることが出来る体制が整った事によると思われる。

新設された高橋都医師による「がん治療を受ける女性のサポート相談室」について若干詳しく紹介する。

がん特に女性に特有のがん（子宮頸部がん、子宮体部がん、卵巣がん、乳がんなど）に罹患した場合や、大腸がんの手術後の人工肛門造設後の、がん治療による身体的な負担、生活の中での役割りについての不安などの他に、セクシュアリティの問題から夫との関係や母親としての子供との関係などの問題をかかえる事が多い。高橋都医師はこの点に着目して、この相談室を開設した。ただし、我国では性に関しては人間の生活の中では重視されない傾向が強く、例えば、性教育が十分に行なわれない環境を招来したり、児童ポルノが国際的な非難の対象になったり、性的被害についての対処法に問題があったりという事にも現われている。そのために、本人にとっては深刻ながんと性についても、これを結びつけて相談するという事は考え難いことのようなのである。

2008 年度の来談者は 6 名(延べ 7 件)のみであったが、乳がん、子宮体がん、舌がん、肺がん、などの悪性腫瘍の治療の方針や治療中、治療後の主治医との関係での悩み・不安、抑うつ症状、医療への不信感などであり、やはりまだ、医療機関に於ける治療についての問題が中心である。ただしこれ等についても、現在治療を受けている医療機関に相談を持ち込むのは躊躇られることであり、この様な相談室の存在意義は大きいと思われる。

平成 20 年度診療件数

	保険診療	自費診療	相談・カウンセリング	合計
4 月	127	30	32	189
5 月	117	46	36	199
6 月	150	44	35	229
7 月	161	36	25	222
8 月	123	37	21	181
9 月	158	36	28	222
10 月	145	45	28	218
11 月	129	32	27	188
12 月	133	30	26	189
1 月	129	31	31	191
2 月	159	24	19	202
3 月	155	50	27	232
計	1,686	441	335	2,462

(再掲あり)

新患の診療内容

	平成 19 年度	平成 20 年度
新患数	301 名	363 名
疾患（保険診療）	205	274
相談	26	21
セカンドオピニオン	2	2
カウンセリング	42	45
避妊	5	3
がん検診	12	3
妊娠	6	12
その他	3	3
計	301	363

費用 疾患の診断・治療は保険診療になる。相談・カウンセリングは自費診療である。



疾患の内訳（件数）

	平成 19 年度	平成 20 年度
内分泌疾患	84	59
月経異常	（ 52 ）	（ 28 ）
卵巣機能不全	（ 29 ）	（ 30 ）
その他	（ 3 ）	（ 1 ）
不妊症	6	9
腫瘍・類腫瘍	65	65
感染症 膣炎・性感染症	21	23
その他の婦人科疾患	45	124
更年期障害	（ 28 ）	（ 28 ）
性同一性障害	（ 11 ）	（ 93 ）
その他	（ 6 ）	（ 3 ）
関連疾患	8	14
精神神経疾患	（ 4 ）	（ 9 ）
泌尿器疾患	（ 0 ）	（ 1 ）
その他	（ 4 ）	（ 4 ）
他科疾患	1	4
その他の疾患	1	1
計（件数）	231	299

担当者及び診療日時

堀口貞夫(産婦人科医師)	月曜日	午前 12 時～午後時	( 予約制 )
	火曜日	午後 5 時～午後 8 時	( 予約制 )
	木曜日	午前 12 時～午後 8 時	( 予約制 )
堀口雅子(産婦人科医師)	月曜日	午後 5 時半～午後時	( 予約制 )
	金曜日	午前 12 時～午後 4 時	( 予約制 )
佐々木掌子(カウンセラー)	月曜日	午前 12 時～午後 8 時	( 予約制 )
村瀬敦子(カウンセラー)	火曜日	午後 5 時～午後 8 時	( 予約制 )
本多洋(産婦人科医師)	水曜日	午後 2 時～午後 4 時	( 予約制 )
犬飼亜子(カウンセラー)	水曜日	午前 10 時～午後 4 時	( 予約制 )
高橋都(内科医師)	木曜日	午後 5 時～午後 8 時	( 予約制 )

## 2.会議室・レストランの運営

レポートでご予約いただく顧客の利用をベースに、前年度に続き施設利用の運営を伸ばすことができた。宴会では県人会・同窓会といった個人その他の利用頻度が増え、会議では公益法人制度関連に関する会場利用を始め、一般団体・特殊法人の活発な利用が特色としてあげられる。

全般的には、秋口より世界的規模の経済不安の影響で、製造業を中心とした会社法人利用の縮小傾向が顕著に表われてきており、来年度の施設運営は厳しい局面を迎えることが予測される。

サービス業界全体が大きな変化を受け始めており、利用者の新たな施設選択が始まる中、候補としていかに当館の特色をアピールできるかが焦点になると思われる。好立地の利便性と柔軟な受け入れ態勢で、更なる顧客開拓を目指していきたい。

レストランの運営は、周辺店舗の改装による利用客の流れもあったが、昼のバイキング利用の増加を中心として、全体の売上を伸ばすことができた。

夜間の利用については、土日を中心にグループ・団体の利用開拓を進め、料理企画やフェアをさらに打ち出して、たえず魅力のあるレストランをアピールしていきたい。

( 図表参照 )

利用内容	団体 ( 件 )	利用人員 ( 人 )
レストラン		49,838
会議室等		
女性団体	21	
一般団体	828	
会社	1,583	139,273
個人	158	
その他	91	
相談室等		3,774
合 計	2,681	192,885